

スーパーICカード Suica 規定

第1条(本規定の目的)

本規定は、株式会社三菱 UFJ 銀行(以下「当行」といいます。)、および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)の発行する「スーパーICカード Suica 三菱 UFJ-VISA」(以下「本件カード」といいます。)の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。

第2条(本件カードの発行)

1. 本件カードは、当行が「IC キャッシュカード規定」に基づき発行する普通預金のキャッシュカードとしての機能(以下「キャッシュカード機能」といいます。)、**「スーパーICカード特別規定」**、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」(以下「会員規約」といいます。)および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」といいます。)ならびに身体認証規定に定める機能(以下「身体認証機能」といいます。)と、JR 東日本が「Suica に関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定める非接触 IC チップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供する機能(以下「Suica 機能」といいます。)の全てを1枚のカードでご利用できるものです。なお、キャッシュカード機能を利用せずに、クレジットカード機能、身体認証機能および Suica 機能を利用することはできません。
2. 本件カードでは、キャッシュカード機能をご利用いただく普通預金口座をクレジットカード機能のお支払口座(以下「支払預金口座」といいます。)とし、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。
3. 本件カードは、**<コンビタイプ>**のみとなります。
4. 本件カードは、IC キャッシュカード規定、スーパーICカード特別規定、会員規約、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約、ビューType II 提携カードに関する特約および本規定を承認のうえ、当行および JR 東日本(以下総称して「両社」といいます。)に発行を申し込み、両社が利用を認めた者(以下「会員」といいます。)に対し、発行されるものとします。
5. 本件カードのお申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、お申し込み在先立ち、両社からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
6. 会員規約に基づく会員資格の審査の結果、資格を満たさない場合で、当行が利用を認めた場合には IC キャッシュカード規定で定める IC キャッシュカードを発行します。なお、この場合に発行される IC キャッシュカードは**<コンビタイプ>**となります。
7. 前項の場合でも入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条(本件カードの貸与・回収について)

1. 本件カードの所有権は、両社に帰属し、会員に貸与するものとします。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理するものとします。また、会員は、本件カードを会員ご本人のみにおいて利用するものとし、本件カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。
3. 両社またはそのいずれかから本件カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本件カードを返却するものとします。

第4条(本件カードの作成および交付)

1. 両社は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、両社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
2. 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行の口座店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本件カードの再発行にあたっては第8条により当行に届け出るものとします。

第5条(クレジットカード機能)

1. 本件カードは、会員規約に定める本人会員に発行され、家族会員へのお申し込みはできません。
2. 会員は、会員規約に定める加盟店に加え、JR 東日本の指定する窓口、乗車券類発売機、指定席券売機等に本件カードを提示し、JR 東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。
3. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第6条(本件カードの盗難・紛失等)

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当行に連絡を行うものとし、当行からその事実を JR 東日本に通知します。
2. 前項の連絡の後、会員は遅滞なく当行所定の書面により当行に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとします。
3. 第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、当行はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用を一時停止し、JR 東日本は Suica 機能の利用を停止します。両社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、両社は責任を負いません。
4. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関しては IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定、会員規約が、Suica 機能に関しては Suica に関する特約およびオートチャージに関する特約がそれぞれ適用されるものとします。

第7条(届出事項の変更)

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に当行所定の書面により届出るものとします。会員から届出書面による届出があった場合、当該届出内容を当行は JR 東日本へ連絡します。
2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、会員は、第8条に定める本件カードの再発行の手続きを行うとともに、本件カードを当行に返却するものとします。

第8条(本件カードの再発行)

1. 本件カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に所定の書面にて届出をすることにより、両社に対し本件カードの再発行の申し出を

行い、両社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. 本件カードの再発行の申込み時に、会員が本件カードを所持していた場合、本件カードを返却するものとします。
3. 本件カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、キャッシュカード機能および Suica 機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても両社は責任を負いません。
4. 本件カードを再発行する場合には、両社所定の手数料をいただく場合があります。

第 9 条(本件カードの有効期限)

1. 本件カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能に共通の有効期限です。
2. 本件カードの有効期限が到来し、両社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード(以下「更新カード」といいます。)を当行届出住所宛に送付します。
3. 前項の場合において、当行がクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにキャッシュカード機能および Suica 機能も、有効期限をもって終了するものとします。
4. 前項の場合において、特に会員の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、当行届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、キャッシュカード用暗証番号は、そのまま継続するものとします。
5. 会員が第 7 条第 1 項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第 10 条(本件カードの利用停止等)

1. 両社は、会員が本規定、IC キャッシュカード規定、スーパーIC カード特別規定、会員規約、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約もしくはビュー Type II 提携カードに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、会員に事前に通知、催告等を行うことなく、両社はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Suica 機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」といいます。)ことができます。また、この場合、当行は身体認証サービスに係る契約または ETC サービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。
2. 利用停止等の場合には、両社は、会員に事前に通知、催告等を行うことなく、本件カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。
3. 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第 11 条(本件カードの解約)

会員は、本件カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に提出するとともに、本件カードを返却するものとします。

第 12 条(機能の分離)

会員は、本件カードについて、キャッシュカード機能、クレジットカード機能ならびに Suica 機能のうち単独または複数の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第 13 条(個人情報の交換利用・提供)

1. 会員は、両社が会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。

[利用目的]

- ①本件カードの発行または会員の管理のため
- ②本件カードに関するサービスの提供のため
- ③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ④両社の商品、サービスの案内のため
- ⑤両社の商品開発のため
- ⑥会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため

[相互に提供・利用する個人情報]

(1)上記①②③④⑤を利用目的とする場合

氏名・住所・電話番号・家族に関する情報等入会申込書や入会後の届出書等に記載の事項(変更があった場合は変更後の情報も含む。)、本件カードの事故・再発行・解約等の事実、支払預金口座番号、クレジットカード番号、クレジットカード機能のご利用状況および会員資格の取消等の事実

(2)上記⑥を利用目的とする場合

上記(1)の各項目および Suica 機能の使用に関する情報

2. 両社は、前項の利用目的④により行う宣伝物・印刷物の送付等、営業に関する案内について、会員から中止の申し出があったときは、当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書送付時等の同封物や書類余白への印刷等の営業案内は除きます。

(利用中止の申し出先)

株式会社三菱 UFJ 銀行

三菱 UFJ-VISA デスク

フリーダイヤル 0120-571-034

第 14 条(規定の適用)

本規定において特に定めがない場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能については、IC キャッシュカード規定、スーパーICカード特別規定、会員規約、その他当行の定める規定を適用するものとし、Suica 機能とクレジットカード機能については、Suica に関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約およびビューType II 提携カードに関する特約、その他 JR 東日本が定める規定を適用するものとします。

第 15 条(規定の改訂)

- 1. 本規定を変更する場合は、その変更事項を事前に店頭表示その他の相当の方法で公表または通知します。
- 2. 変更内容は、公表または通知の際に定める相当期間を経過した日から適用され、会員が本件カードをご利用された場合は、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上